

令和6年度善通寺市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、善通寺市（以下「本市」という。）が予定している善通寺市特定健康診査受診勧奨業務（以下「本委託業務」という。）の受託業者を、適切かつ公平に選定するためのプロポーザルの実施について定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度善通寺市特定健康診査受診勧奨業務
- (2) 業務内容 令和6年度善通寺市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 提案限度額

4,300,000円（消費税及び地方消費税含む。）

- ※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すためのものであることに留意すること。
- ※ 提案価格書を提出する際は、提案限度額を超えないこと。価格提案書の見積金額（以下、「見積金額」という。）が提案限度額を超過した場合は失格とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 参加申込書の提出期限の日から契約締結日までの期間に、国又は地方公共団体からそれぞれの規定による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 過去3年間（令和3年度から令和5年度まで）に、2自治体以上で特定健康診査等（がん検診、ハイリスク等を含む。）受診勧奨業務の業務実績を有すること。ただし、元請として契約した業務に限る。また、過去3年間に同一自治体から複数年受託した場合は、1自治体とする。
- (5) 次に掲げる要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがな

- されている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
 - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

5 スケジュール

項番	項目	日程
1	募集要領等の公表	令和6年4月25日(木)
2	質問書【様式8】提出期限	令和6年5月10日(金)15時まで
3	質問回答期限	令和6年5月14日(火)まで
4	参加申込書、会社概要書、業務実績調書の受付期限	令和6年5月21日(火)17時まで
5	提案資格確認通知	令和6年5月23日(木)
6	企画提案書、業務実施体制名簿及び価格提案書受付期間	令和6年5月23日(木)から令和6年5月30日(木)17時まで
7	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和6年6月上旬【予定】
8	選定結果通知及び結果の公表	令和6年6月中旬【予定】
9	契約の締結	令和6年6月中旬【予定】

- 6 担当課（担当者）（問い合わせ先）
 善通寺市保健福祉部保健課(担当者 西山)
 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号
 電話 0877-63-6308
 FAX 0877-63-6368
 電子メール hoken@city.zentsuji.kagawa.jp

7 質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年5月10日(金)15時まで(必着)
- (2) 提出方法 別紙の質問書【様式8】により、電子メールまたはFAXにて担当課に提出すること。

なお、事故防止のため担当課まで電話で提出の旨連絡すること。

※ 受付期間を過ぎた質問、参加予定者以外の方からの質問、指定方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受け付けない。また、本プロポーザルについての審査基準にかかる内容、他の参加者に関する質問も受け付けない。

(3) 回答期限 令和6年5月14日(火)

(4) 回答方法 質問者を伏せたうえで、本市ホームページに掲載する(質問が皆無であった場合は、その旨を掲載する。)。なお、回答内容は本要領、仕様書等の追加・修正として取り扱う。

8 書類の作成及び提出

(1) 提出書類、提出部数及び提出期限

次の内容を記載した所定又は任意の様式を作成し提出すること。

提出書類		提出部数	提出期限
ア	参加申込書【様式1】	1部	令和6年5月21日(火)17時まで
イ	会社概要書【様式2】	1部	
ウ	業務実績調書【様式3】	1部	
エ	企画提案書等提出届書【様式4】	1部	令和6年5月23日(木)から 令和6年5月30日(木)17時まで
オ	企画提案書【任意様式】	原本1部 副本4部	
カ	業務実施体制名簿【様式5】	1部	
キ	価格提案書【様式6】	1部	

(2) 提出書類の記入上の留意事項

① 参加申込書等の提出について

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、8(1)提出書類ア【様式1】、イ【様式2】、ウ【様式3】を提出すること。

(注1)参加申込書に、プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法の希望別に○印を記すこと。

(注2)参加申込書の提出者に対し、提案資格確認結果を通知する。通知は令和6年5月23日(木)までに電子メールにて通知する。

(注3)参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届【様式7】により届出るものとし、電子メールまたはFAXにて担当課に提出すること。

なお、事故防止のため担当課まで電話で提出の旨連絡すること。

② 企画提案書の提出(企画提案書等提出届書【様式4】を表紙とし、任意様式

にて原本1部、副本4部をA4版縦型フラットファイルに綴じること。)

企画提案書には、次の内容を記載すること。

ア 対象者の選定及びグループ分けの方法

特定健診の受診率を向上させるため、対象者の効果的な分類方法を提案すること。またその理由を示すこと。

イ 属性に応じた通知の内容

分類した対象者それぞれに対する勧奨の内容等、ポイントが分かる提案をすること。

ウ 受診率向上のための工夫

上記イに関連して、最適な通知の作成や行動変容を起こす手法等、受診率向上のための工夫を示すこと。

エ 受診勧奨実施結果の効果検証

勧奨による結果の検証方法・内容を示すこと。

オ スケジュール(工程表)の提示

無理のない実現可能なスケジュールとすること。

カ その他本業務に係る特徴的な取り組みや提案など

③ 業務実施体制名簿の提出【様式5】

業務を実施するために必要な人員等の実施体制を記入すること。

④ 価格提案書【様式6】の提出

見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。また、具体的な積算根拠が分かるよう内訳書【任意様式】を添付すること。

ただし、見積金額が提案限度額4,300,000円(消費税及び地方消費税含む。)を超過した場合は失格とする。

(3) 提出先

提出先 6 担当課

(4) 提出方法

持参(平日9時から17時まで)又は郵送(提出期限までに必着)

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

- エ 提案書を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし市から指示した場合を除く。
- オ 提案書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- カ 書類の作成、提出、郵送及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

9 評価方法等

(1) 選定手順

選定にあたっては、企画提案者によるプレゼンテーションを実施し、「善通寺市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル評価基準」に基づき、提出された提案書の提案内容の実現性を確認したうえで、各評価項目の審査で得られた審査員の評価点合計(総合評点)の最も高い提案者を本委託業務の受託候補者として選定する。ただし、総合評点の6割(240点)を最低基準とし、これに満たない提案者は、受託候補者に選定しないものとする。

なお、最も総合評点が高い提案者が複数ある場合は、見積金額が低い者を受託候補者とし、当該見積金額も同額である場合には、くじ引きにより受託候補者を選定する。

また、本プロポーザルに参加した者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、その場合に参加した事業者が総合評点の6割(240点)の得点を得た場合には、受託候補者の要件を満たすものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施について

全ての企画提案者に対し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。原則、下記開催場所にて行うこととするが、提案者の本市への移動にかかる費用、時間、手間の削減を図ることで、より多くの者が提案を行うことができる環境を構築するため、希望者にはオンラインでの実施も可する。(オンラインの実施手順は希望する提案者と協議する。)

- ア 開催日時：令和6年6月上旬【予定】(日時については、別途通知する。)
- イ 開催場所：善通寺市役所
- ウ 使用機材等：プレゼンテーションの方法は任意とする。パソコン等の機材は参加者で用意すること。なお、モニターは本市で用意する。
- エ 審査時間：プレゼンテーション・ヒアリングは、提案書に基づくプレゼンテーション(20分以内)と質疑応答(10分程度)とする。
- オ 参加人数：プレゼンテーション・ヒアリングに参加する者は1者につき3名以内とし、委託業務に実際に従事する主担当者がプレゼンテーション

を行うものとする。

カ 別途本市より指示する場合を除き、プレゼンテーションで使用する資料は企画提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、追加提案の説明及び追加資料の配布はできないものとする。なお、それら以外の資料を使用した場合は失格とする。

(3) 善通寺市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル評価基準別紙のとおり

(4) 審査を行う者（審査員）

候補者の選定にあたり、審査を行う者（4名）を次のとおり定める。

- ①保健福祉部長
- ②保健課長
- ③保健課課長補佐 1名
- ④保健課係長 1名

(5) 審査方法

9（4）の者で選定会議を開き審査を実施する。
なお、選定会議は非公開とする。

(6) 選定結果通知

選定結果は、審査終了後、全ての応募者に選定または非選定の結果を文書で通知する。また、下記項目について本市ホームページにて公表するものとする。

- ①プロポーザルの概要
- ②受託候補者の名称及び総合評点
- ③受託候補者以外の総合評点(社名は非公表とする。)

10 契約

(1) 契約の締結

本事業の受託候補者と契約交渉を行ったうえで契約手続きを行う。ただし、この者が、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合、書類等に審査結果に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合又は何らかの事故等により、契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする（次点候補者の選定は9（1）の選定手順に準ずる）。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別途、仕様書に定める内容とする。なお、契約締結の

- 際に、プロポーザルの内容に則して仕様書の変更を行う場合がありうる。
- (3) 業務委託料は、総価契約とする。また、支払いは、業務完了後一括払いとする。

善通寺市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル評価基準

評価項目	評価点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
1 提案内容の妥当性(60点)					
①検診データ等を活用した対象者の選定方法について、受診率向上が期待できる提案となっているか	10	8	6	4	2
②勧奨方法(通知物)について、見やすいデザインなど受診率向上が期待できる提案となっているか	10	8	6	4	2
③受診率の低い傾向にある年代(40歳～50歳代)に対し、検診受診を期待できる工夫がなされているか。	10	8	6	4	2
④特定健診未受診者の行動特性や課題が明らかになるよう、分析方法を工夫しているか。	10	8	6	4	2
⑤事業者ならではの強みを生かした提案内容となっているか。	20	16	12	8	4
2 実績(20点)					
①過去3年間(令和3年度から令和5年度まで)の特定健診受診勧奨業務の実績(受託件数、受診率の向上等)	20	16	12	8	4
3 実施体制(10点)					
①業務を円滑に遂行するためのスケジュール、職員の配置等の体制が整っているか。	10	8	6	4	2
4 事業費(10点)					
費用対効果は適切か。 (応募者が1者の場合は6点とする。)	10	8	6	4	2
合計(100点)					